

令和7年蘭越町議会第2回定例会議録

○開会及び閉会

令和7年 6月16日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 1時53分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

7番 難波 修二 8番 赤石 勝子

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	小林 俊也
教育長	渡邊 貢	総務課長	梅本 聖孝
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	亀山 亨	教育次長	今野 満
代表監査委員	天水さとい	選挙管理委員長	干場 良広

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 及川 拓真

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第 4	一般質問	向山 博 永井 浩 佐々木雄三
日程第 5		第 2 回臨時会より継続審査の議案第 1 号 第 6 次蘭越町総合計画後期基本構想の策定について
日程第 6	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 7	議案第 1 号	蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 2 号	特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 3 号	蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 0	議案第 4 号	蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 1	議案第 5 号	工事請負契約の締結について（宝橋橋りょう補修工事）
日程第 1 2	議案第 6 号	令和 7 年度蘭越町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 7 号	令和 7 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 8 号	令和 7 年度農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

日程第15	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第16	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について（令和6年度蘭越町一般会計）
日程第17	報告第2号	令和6年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況について
日程第18	報告第3号	例月出納検査結果報告
日程第19	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（総務文教常任委員会）
日程第20	承認第2号	閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）
日程第21	承認第3号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）
日程第22		議員の派遣について

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和7年第2回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

令和7年第1回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番難波議員、8番赤石議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） おはようございます。

令和7年第2回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日17日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会することいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からのお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日17日までの2日間としたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は閉会とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことをまずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第2回蘭越町議会臨時会が開催されました4月30日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

最初に3ページ、5月22日、木曜日、9時から、この日は昆布温泉病院の平田事務長、高橋事務次長が燃料等の助成の要望に来庁され、重油価格の高止まりや電気料をはじめとする資機材の高騰により、厳しい運営が続いている状況から、病棟暖房用重油、外来患者送迎用バスの軽油等の燃料等に対して、町からの助成について要望がなされたところです。

また、午前9時30分に蘭越厚生事業団、住吉理事長、大迫施設長、宮谷内事務長が燃料費助成の要望に来庁されました。

両者の要望に対し、担当課へ検討するよう指示をいたしましたところでございます。

5月22日、木曜日、10時30分から、この日はさけ・ます資源の増大を祈念し、令和7年度さけ・ます放流式を字三笠の尻別さけ・ます事業所蘭越施設で実施をいたしました。

放流式には、瀧川後志総合振興局長、同今泉産業振興部長、洞内国立研究開発法人後志さけ・ます事業所長、熊谷議長、赤石経済建設常任委員長を含めて16名の御出席をいただいて挙行し、サクラマス稚魚の放流を行いました。

また、放流式終了後、蘭越小学校2年生23名に参加をいただき、稚魚の放流体験学習を実施いたしました。

参加した児童は、さけ・ます事業所職員の説明に真剣に耳を傾け、稚魚の放流を行うなど、重要な学びの機会を体験したところでございます。

5月22日、木曜日、18時30分から、この日は蘭越高校を地域とともに考える会総会を会員30名の参加により開催をしております。

本年度の蘭越高校の入学生は18名にとどまり、2年連続で20名を割り込み、日頃から地域や関係各位に御尽力をいただいているにも関わらず、再び厳しい状況となっております。

総会では令和6年度に実施した事業や助成制度、支援活動についての報告と、本年度の事業計画といたしまして、高校の魅力化支援や、蘭越中学校からの進学率向上、町外からの入学募集活動などを説明し、承認をいただいたところでございます。

また、蘭越高校の守田校長からは、蘭越高校の現状や魅力化を図る取り組みとして、探究活動や体験的活動を重視し、小学校から高校まで12年間のつながりを大切にした学びについて説明をいただいたほか、蘭越中学校の寺口校長からは、中学校と高校生の更なる交流・連携を図り、蘭越高校の魅力を生徒や保護者にアピールしていきたいとの報告があったところでございます。

北海道教育委員会が令和5年3月に改定したこれからの高校づくりに関する指針においては、蘭越高校も導入している地域連携校が2年連続で20人未満となった場合は、地域と連携して、高校の特色化、魅力化、入学者確保に取り組む集中期間が設けられ、一定期間、再編整備が留保されることになっております。

依然として、入学者の確保は大変厳しい状況ではありますが、蘭越高校の存続に向けて町教育委員会、高校、関係機関が一丸となって、引き続き入学者確保の取り組みを進めていきたいと考えております。

5月23日、金曜日、15時30分から、この日は羊蹄山麓町村長会議構成7町村の町村長で、倶知安警察署の忠石署長に今年度も山菜採り、登山の遭難事故への対応について関係機関との連携や遭難事故防止の啓発の実施など要請を行ったところでございます。

5月28日は町内で遭難騒ぎが発生しており、今回は早期に無事発見されておりますが、他の地域ではいたましい結果にもなっていることも報道されており、この地域においても、引き続き関係機関

が連携して対応していくことを確認したところでございます。

6月1日、日曜日、9時から、この日は2025アークスプリント300、ウィズ・トヨタガズーレーシングラリーチャレンジ開会式に出席し、御挨拶を申し上げたところでございます。

来賓として中村裕之衆議院議員川仁秘書、後志総合振興局上坂部長に御出席をいただき、道内外から参加選手40台にスタートフラッグ合図等に御協力いただいたところでございます。

また、前日には前夜祭として、熊谷議長の出席のもと、トヨタ関係者、競技関係者、参加選手総勢80名が参加され、蘭越町の食材を使った料理や商工会女性部、スコップで盛り上げ隊のアトラクションなど盛大に執り行われたところでございます。

5ページ、6月10日、火曜日、この日はニセコ山系の夏山シーズンの幕開けを告げるニセコ山開きが五色温泉郷のニセコ神社で行われ、観光、行政関係者など約30名が参加し、今シーズンの安全祈願や遭難者慰霊の神事を行ってまいりました。

次に、住民監査請求却下処分無効確認等請求事件について報告を申し上げます。

本事件は町内在住の野村一也氏が蘭越町を相手に、令和7年2月10日付同氏からの住民監査請求を却下したことに対する無効の確認と取り消し、また国家賠償法に基づき100万円の賠償などを求めて、令和7年3月16日付けで、札幌地方裁判所小樽支部へ住民訴訟の訴状を提出したものです。

令和7年5月30日付で、札幌地方裁判所から通知があり、口頭弁論の期日が示されましたので、北海道町村会顧問弁護士である佐々木総合法律事務所に相談をしたところでございます。

なお同氏からの住民監査請求の内容は、町と第三者が契約している字湯里にある町有地の賃貸借契約を解除することなどを求めるもので、監査委員は令和7年2月10日に却下をしております。

今後、弁護士と委託契約を締結し、訴訟が進んでまいりますが、動向等については改めて御報告を申し上げます。

以上、住民監査請求却下処分無効確認等の請求事件についての行政報告を終わります。

次に、5月31日、土曜日、9時から、ふるさとの丘キャンプ場を会場に蘭越えがおの森植樹会を開催をいたしました。

トヨタ自動車株式会社カーボンニュートラル開発センター海田センター長や、中村、大築代議士秘書、村田、市橋道議会議員、熊谷議長をはじめとした町議会議員の皆さん、来賓、一般参加者およそ150人参加いただき式典を挙行し、その後、昨年、町有林を伐採した跡地に炭素固定能力に優れた品種の苗木クリーンラーチ200本を植樹しました。

本植樹会は、翌日開催されたラリー大会アークスプリント300、2025において排出される二酸化炭素の削減に貢献し、環境に配慮した取り組みとして行っており、トヨタ自動車から協賛を得て、同社がおよそ2,000人社員で取り組むカーボンニュートラル事業の最高責任者の参加が実現したものでございます。

また、午後4時30分からはラリー大会参加者選手およそ50名が参加し、クリーンラーチ100本を植樹しております。

ラリー大会開催の理解促進と振興の一助となることを期待しております。

来年度はトヨタガズレーシングが予定されており、大会に合わせ、引き続き植樹会を企画、実施していくことと検討しております。

また、当日はえがおの森植樹会に合わせて、ゼロカーボンシティ宣言を表明をいたしたところです。

このことにより、蘭越町においては、気候変動対策の一環として、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

具体的には、本町においては、広大な面積を有し、恵まれた森林という資源がございますので、造林事業による人工林の造成や、また、二酸化炭素吸収源となる森林の育成などを継続して行うことにより温室効果ガスの削減に一層推進してまいります。

また、地域の特性を生かした再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入など化石燃料に依存しない環境への負荷を少しでも軽減し、地域住民、企業、行政が一丸となって、地域全体で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンを目指してまいります。

次に、6月現在の農作業の進捗状況と主な農作物の生育、出荷状況について御報告を申し上げます。

4月からこれまでの気象概況ですが、4月は平年より気温が高く推移しましたが、断続的な降雨のため、日照時間が平年の60%と少なくなりました。

5月は気温、日照とも平年並みから高めで推移し、6月初旬は低温寡照、断続的な降雨となりました。

主な農作物の生育出荷状況でございますが、水稻は、播種後の生育は天候の影響を受け、出芽が平年よりやや遅れたものの、おおむね順調でありましたが、苗質はやや軟弱傾向になりました。

耕起作業はほぼ平年並みで、圃場が乾かない中での耕起となりました。移植作業は平年並みの5月16日に始まり、5月27日におおむね終了いたしました。

現在の生育は、葉数、莖数とも平年並み、6月初旬の天候不順で生育はやや遅れる可能性があるとのことでございます。

アスパラは、4月の低温、日照不足と降雨が続きましたので、前年より遅れ、5月13日から選果が開始されております。

受入状況については、連日2トン程度、2L、L規格が全体の49%と細めの傾向になっているとのことです。

販売状況は各産地で低温、日照不足、降雨の影響により収穫作業に遅れが出ており、連休明けから出荷量が増加したものの、荷動きが悪く、価格も低迷しているとのことです。

5月24日から道外市場へ販売を行い、運賃や資材の高騰、コストを踏まえ、道内外への出荷ウェイトを調整するとのことでございます。

イチゴは生産者2戸の出荷となり、6月4日から出荷が始まり、現在の受入数量は8.96キロ、販売環境は280グラムで500円から600円で推移しているとのことです。

メロンは定植及び生育はおおむね順調に推移しているとのことで、出荷開始は6月下旬になる見込みとのことです。

トマトについては定植及び生育は天候の影響を受け、若干遅れ気味で推移しており、出荷開始は6月下旬予定とのことです。

畑作物についてですが、豆類の播種作業はおおむね順調で、小麦ではムギキモグリバエの早発、多発が発表されておりますが、7月中旬から下旬の収穫予定です。

馬鈴薯、かぼちゃ、スイートコーンもおおむね順調に推移してい

るとのことです。

以上で、農作業の進捗状況と主な農作物の生育出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について御説明を申し上げます。

諮問第1号については、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものでございまして、先般、札幌法務局長から蘭越町に置かれている人権擁護委員について、委員の任期満了により後任の推薦依頼がございましたので、人権擁護委員候補者の推薦について、町議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号については、蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

仕事と生活の両立支援拡充のため、超過勤務の免除対象となる子の範囲拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するものでございます。

議案第2号については、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正することを踏まえ、選挙長等の報酬額の引き上げについて条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号については、蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

町条例が準拠する家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所定の改正及び文言の整理を行うものでございます。

議案第4号については、蘭越町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

町条例が準拠する特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所定の改正及び文言の整理を行うものでございます。

議案第5号については、宝橋橋りょう補修工事請負契約の締結に

ついて、議決をお願いするものでございます。

宝橋橋りょう補修工事は、5月29日、午前9時から、指名競争入札を執行し、金額9,515万円で、佐藤・増田経常建設工事共同企業体代表取締役、小山茂則氏を契約の相手方として、工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第6号については、令和7年度蘭越町一般会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ8,175万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費については、一般職員及び会計年度任用職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。

議会費では、人件費の増減と合わせて187万5,000円の減。総務費では、住宅取得奨励事業390万円。地域会館解体事業80万円など、人件費の増減と合わせまして1,130万8,000円の追加。民生費では、特別養護老人ホーム一灯園燃料費等助成事業補助金200万円。高齢者グループホーム燃料費等助成事業補助金45万円など、人件費の増減と合わせまして1,534万円の追加。衛生費では、昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金150万円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金609万7,000円など、人件費の増減と合わせまして699万6,000円の追加。農林水産業費では、農業次世代人材投資事業補助金337万5,000円など、人件費の増減と合わせまして2,821万円の追加。商工費では創業支援事業補助金600万円など、人件費の増減と合わせまして1,119万6,000円の追加。土木費では、湯出の沢1号橋補修設計委託料316万8,000円など、人件費の減と合わせまして1,203万9,000円の追加。教育費では、小中学生、大阪・関西万博視察事業100万円など、人件費の増減と合わせまして146万2,000円の減となり、歳出総額8,175万2,000円を追加するものでございます。

歳入については、総務費、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,787万5,000円の追加。経営発展支援事業補助金1,278万3,000円など合わせまして、歳入総額8,175万2,000円を充当するものでございます。

議案第7号については、令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計

補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ203万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出については、一般職員の人事異動に伴う給料、職員手当等共済費の増減等でございます。合わせて203万5,000円を減額するもので、歳入については一般会計繰入金203万5,000円を減額するものでございます。

議案第8号につきましては、令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ178万円の減額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、給料24万2,000円の減額などを合わせまして、歳出総額178万円を減額するものでございます。

歳入につきましては、他会計補助金178万円を減額するものでございます。

次に、報告第1号につきましては、令和6年度蘭越町一般会計予算第3条により、繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

報告第2号については、情報公開条例及び個人情報保護法施行条例の運用状況について、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護法施行条例第9条の規定に基づきまして、令和6年度の運用状況を報告申し上げます。

なお、詳細については、議案説明のときに担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

6番向山議員、質問席へ着席願います。

6番向山議員。

○6番（向山博） 私からは1点、投票機会の確保について御質問させていただきます。

蘭越町に限らず、地方では人口減少と高齢化が進んでおります。

以前は、地域ごとに細かく投票所が設置されておりましたが、利用者の減少や投票所を維持するための人員確保が課題となり、効率的な運営のため、現在の投票所に統合変更されたと認識しております。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

一つ目は、蘭越町における直近の選挙投票率の推移と、その背景にあると考えられる要因でございます。

二つ目、期日前投票の利用状況と住民からの意見、要望。

三つ目、投票所の減少や統合になったことで、投票所までの距離が遠くなった地域や交通の便が悪くなった地域が存在すると思いますが、その地域における投票機会の確保について、現在の対策と課題について御質問いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） 干場選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（干場良広） 向山議員の投票機会の確保についての御質問にお答えします。

はじめに、蘭越町における直近の選挙、投票率の推移とその背景にあると考えられる要因についてですが、投票率の推移については、過去10年の選挙について、資料としてお配りをいたしました。

直近、令和6年度に行われた衆議院議員総選挙の投票率は、小選挙区で69.0%ほか、御覧のとおりとなっております。

その時々々の選挙により、立候補者の注目度、マスコミや世論の流れなども投票率に影響していると思われませんが、本町においては、おおよそ横ばいで推移していると考えております。

つづいて、期日前投票の利用状況と住民からの意見、要望についてですが、同じく資料に掲載しております。

昨年行われた衆議院議員の総選挙には、本町で1,247名が期日前投票を行っており、投票者数全体に占める割合は48%となっております。

期日前投票所における投票率は毎回増加しており、期日前投票の制度については徐々に定着してきていると感じております。

なお、期日前投票に関しての意見や要望については、特に寄せられていないと認識しております。

3点目の投票所の減少や統合となったことで、投票所までの距離が遠くなった地域や交通の便が悪くなった地域が存在すると思われませんが、投票機会の確保について、現在の対策と課題ということですが、平成17年度、令和4年に地域の皆さんに説明を行い、投票所を統合したところですが、投票日には町内7方面へバスを運行しているほか、路線外の方にはタクシーの利用を現在行っているものの、ここ数年、利用実績がほぼない状態です。

投票所の統合の際にも議論になっていますが、投票所はよほど近所でない限りは、遠くても近くても車で行くという方が多く、期日前投票の普及定着もあって、投票所が遠い不便という相談意見は寄せられていませんが、投票所に行きにくくなった高齢者や障害者の投票機会を確保することは重要な課題であると認識しております。

現状の体制の中で投票率を向上に向けた対策、また投票機会の確保について、引き続き検討してまいりますので御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） ありがとうございます。

先ほど資料をいただいて、ちょっと見ておりましたけども、横ばいで推移しているということで、若干、落ちているのは確認できます。

それで、投票率が選挙ごとに減少していることをございますけども、町長選挙だとか町議会議員選挙やなんかは、町民の日常生活に直結する様々な事柄を決定する役割を持っているので関心が高く、投票率もそこそこあるのだと私は思っております。

一方、来月行われる参議院選挙、消費税減税や米問題、政治と金問題と山積しておりますが関心が低い。よく聞くのはどうせ変わらない。誰がなっても同じ。投票しても無駄。半ば諦めの気持ちでございます。

本来、国政選挙は地方選挙以上に私達の生活、社会、未来全体に影響を与えるので、私は一番大事だと思っておりますが、実情はそうではありません。

そのような状況を少しでも改善していただいて、移動式投票所を検討されてはいかがかと思えます。

以前、テレビで、確か道外でしたけども、トラックの荷台に移動式投票所を設置して、交通の不便な箇所や期日前投票をしている様子が放映されておりました。

あの放送を視聴していた方から、蘭越町もやってほしい旨のお話を言われたのを、私は言われたのを覚えております。

ちょっと調べたんですけども、現在は、道内でも内容はそれぞれ違うと思えますけども、石狩市、砂川市、留萌市、今金町、八雲町と、期日前の移動式投票所の運行が増えております。

蘭越町はもうこの移動式投票所は検討されたのかもしれませんが、いかがでしょうか。お願いします。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 梅本書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅本聖孝） ただいま向山議員から御質問いただきました移動式期日前投票所の件でございます。

全国各地で実施しております、今、議員からも道内での事例、お知らせいただきましたけれども、やり方としてはいろいろあるかと思うんですが、本町の事例に置き換えますとですね、地域、地域にそういった時間を決めてバスなり、車なりを回して、投票箱と一緒に立会人がついていくというようなスタイルで、時間を決めてやるというのは想定できるかなというふうには思うんですけども、現状の中で、現在の人員の体制の中でですね、どこまでできるかというのは十分検討が必要かなというふうに考えております。

投票率だけで考えますと、本町、実は管内19町村の中では前回の参議院選挙では4番目、泊村や神恵内村に続いて4番目だったんですけども、その前の参議院選挙では2番目ということで、非常に管内の町村と比較すると投票率は高いという認識をしております。

そういった中で、投票率を、今、議員がおっしゃられたとおり、

投票率を確保するという観点と、また委員長からの答弁の中にもありましたとおり、投票のしづらい方の投票を確保するというのはまた別問題として考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、引き続き検討することで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） 最後になりますけども、費用対効果のみ重視して投票機会が狭められると、投票率の低下や高齢者、障害者、遠隔地に住む人々が投票しにくくなります。

一方、公平な選挙の公平な選挙は原則に反しますので、費用対効果は関係ないといっても、投票機会の確保にかかる費用は私達の税金から賄われております。

なので、どのような方法で、どの程度の費用をかけて、投票機会を確保するかという議論は避けて通れません。

この先、人口減が進み、投票所の減少に拍車がかかり、今以上に投票率が低下することを危惧しております。

投票機会の確保は、有権者の投票参加を促し、民主主義の健全な運営を維持するために不可欠でございます。

費用対効果の議論はございますが、投票所の統合・変更で遠くなった地域や交通の便が悪くなった地域での移動式投票所の設置をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅本聖孝） 議員おっしゃるとおりかというふうに思います。

費用対効果だけではくくれない部分もあるというのは、先ほど答弁したとおり、投票機会に、投票所へ行くことが困難である人たちへの配慮という意味では重要な点かなというふうに考えております。

一方で、この移動期日前投票所の本来の考え方っていうのは、大きな町で、例えば、人の集まるショッピングセンターとか、人の集まるところで、大学ですとかですね、そういったところで有権者を

すくってくってということで投票率を上げていこうというのが大きな目的の一つでもありますし、本町のように、地方、地方に、地域、地域にですね、元々投票所があって、そういった投票所を廃止するときに移動期日前投票所を設置して、日にち、先ほどの繰り返しになりますけれども、時間を決めて回って歩いて票を取っていくということを念頭にできた制度だというふうに認識しておりますので、こういったところを、本町においてどうかたちが適切なのかというのは、引き続き検討しながら、議員おっしゃるとおり、投票率のその低下っていうのをですね、防ぐっていうのは選挙管理委員会としても重要な命題だと考えておりますし、そういった意味では常時啓発ですとか、明るい選挙運動、こういったことも通常から実施していくことで、投票率の確保を図るといったそういったことも考えながら、引き続きやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、向山議員の質問を終わります。

次に、永井議員、質問席へ着席願います。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 私からはですね、先般、報道がありました日本海沿岸地震による被害想定について御質問させていただきます。

先般、6月3日、北海道が発生率こそ低いが、マグニチュード7超の地震による北海道日本海側33市町村の津波到着時間、津波の高さ、津波による犠牲者数などの被害想定を公表しました。

本町では発生時期や時間帯など条件により数字は変化するものと思いますが、犠牲者が100名、津波の到達時間が10分、高さが18メートルと想定され、また、土砂崩れやUPZ内の対応など、あまりにも甚大すぎる数字が出ております。

4日に新聞各社で一斉に記事になっており、町民も不安な状況と思えますし、特に港地区の方々の不安はただならぬものと推察いたします。

最近では、太平洋側、十勝沖、釧路沖で多数の地震が発生してい

るところです。

この度の北海道の公表について、町民に対し何らかの発信が必要だと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の日本海沿岸地震による被害想定についての御質問にお答えをします。

北海道は、6月3日に日本海沿岸を震源とした被害想定を公表をしたところでございます。

その内容については、議員がただいまお話をされたとおりでございますが、蘭越町の被害状況においては、犠牲者が100名、津波第一波到達時間10分、最大津波高18メートル、平成29年に北海道日本海沿岸の津波浸水想定で公表されている最大津波高の変更はありませんが、被害想定が追加となったものでございます。

港地区においては、蘭越町でも唯一、海に面した地域で津波の被害が想定される区域でございます。

そのため、毎年定期的に津波に対する避難訓練を実施し、日頃から防災意識を高めていただいているところでございます。

また、町といたしましても、新たな避難場所と一時的に避難所として機能を有する港地区津波避難タワーを令和3年度に建設し、港地区住民の生命と身体の安全を守ることを目的に、万が一の有事の際の備えを行い、対策を講じているところでございます。

さて、議員から、この度の北海道の公表について、町民になんらかの発信が必要だと思うとの御意見でございます。

これまでの経緯でございますが、内容が公表となる前の5月22日に北海道危機対策局職員が来庁され、内容の説明を受け、被害想定を6月3日に公表したいと申し出がございました。

限られた期間の中ですが、港地区への方々へ、公表までに何かしらの情報提供と、場合によっては住民説明会も必要ではないかと判断をいたし、港地区の意見を把握するよう、担当職員へ指示をいたしたところでございます。

5月26日に港地区、各町内会代表5名にお集まりをいただき、この度の公表の概要を事前にお知らせするとともに、住民説明会の

開催の要否について御意見を伺ったところでございます。

その結果、津波の予想などは今までと変わらず、被害想定が付け加えられたものであることから、改まったの早急な住民説明会は必要はないのではないかと意見を受けたところでございます。

このことから、今後、港地区の住民に対しては、津波被害に対する認識を今一度確認していただくために、被害想定概要版を各家庭に配布し、周知を行っていきたいと考えております。また、広報誌等で町民にも周知することも進めてまいりたいと考えております。

港地域においては、今まで以上に、日頃から身の回りの備えと津波に対する避難意識の向上に努めていただけるよう、町といたしましても、津波避難訓練などの場面を通じて、安心して生活ができるよう対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 蘭越町はですね、町長の御努力があって避難タワーが早期に建設されているんですけど、18メートルの津波だったらあの建物飲み込まれてしまうんじゃないかなって思っちゃいますね。

それと、この犠牲者数は各地域でもいろんな防潮堤とか何とかを設置してるんですけども、その設置してない状況の、ゼロの状況での発表で、どれだけ施設で減圧されるかは推定されてないんです。確かに。

ただ、今、言ったようにですね、あくまでもこれ言った学者がですね、言った言葉なんですけども、自分で判断して逃げることで助かる確率は格段に上がるって書いてるんですよ。全く、被害者が、どう勝手にもう、とにかくあんた方に任すから勝手に逃げてくれるというような感じで、それでちょっと無責任な、国の支援が不可欠って書いてある、その国の支援どういうものがあるのかも全然示されてないんです。

それで、今、話題になったのは、私も投げかけたのは港地区なんですけども、18メートルの津波だとどこまで遡上しますかってい

うことなんですが、生命だけじゃなく、あそこ尻別川沿いにずっと御成地区、三和地区まで、名駒、御成地区まで水田が広がってますけども、もう一発で終わりですね。もうね、水が上がっちゃったらね、水田。復旧するのに海水排水します。塩分の強い水が入った場合に、蘭越町の産業として保てるだけ復旧ができるのかどうかとかですね、そういう話し合いもあるだろうし、それから唯一、道新ですね、UPZに対してのことについて書いているんですけども、面白いのが、30分以上の停電が続いたときはですね、屋内に避難してくださいって書いてるんですね。7.5のね、地震で屋内なんてどこにあるのかなと思いますよね。もしかしたら、建物があたって、火災で燃えてるところどうやって逃げるんだっていう。このへんについても、もうこれは泊周辺で災害、思ったんですけど、UPZは周辺じゃなくて、もう30キロ以内だったら蘭越もっともって入っちゃうんです。そのへんについての対策を全く発表されてないので、これ、町長ね、これ道と国に対してですね、どういう手順でどうすればいいんだっていうことを、これはもうかなりきつく言って、対応策を考えてくれっていうしかないんじゃないかなと思うんですけど、そのへんについてどうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃってるとおりですね、日本海沿岸でマグニチュード7を超える最大クラスの地震が発生した被害を想定して、今回、新聞報道がされたっていう部分です。

ただですね、この蘭越でいったら最大18メートルっていうふうになってますが、この部分については、昔のその津波の部分とそんなに変わってないんですよ。っていうのは、蘭越町でも津波に対するハザードマップ、これは道からも公表されてますが、あの全部が全て18メートルで来るっていうわけではないんですよ。

ですから、それぞれあそこ、海岸のエリアがあって、そのエリアに第1波が来たときに、18メートルの部分もあれば、もう少し中側ではそれぞれ何メートル、何メートルっていう、そういうマップによってですね、示されている部分があるんです。

ですから、今の津波避難タワーのある場所については、十分、その津波が来ても、対応できる、そういうような部分の中で設計しながら作ってきてるといふ部分があることを、まずは御理解願いたいなというふうに思っています。

ただ、議員おっしゃってるとおり、ただそれだけ書かれるとですね、皆さんはもうみんなが全部18メートルで、あそこの港地域が全て覆われるだろうという部分の不安があるということは間違いないというふうに私も思いましたので、ですから道の職員が来たときに、公表することはいいけど、そのことによって、相当不安を招くことがあるので、その対策をきちっとしてもらいたいということはお話しております。

それと併せて、私は事前に、先ほど答弁させていただきましたが、港地域の方々には、こういう状況があるので、報道がされるけども、今の状況の部分の中では十分ですね、対応っていうか、その部分が、津波高ですね、その部分は対応が可能なので、それぞれの五つぐらいに分かれています、その対策をそれぞれ講じていただきたい。

一番問題なのは、港地域っていうのは高齢者も多いので、避難するときに要援護者ですね、その対策っていうのはやっぱりきちっとしておかなきゃならないんですよ。

ですから、港地域においては、誰がどの人を連れて行って、どの場所に行くっていう、そういうことも、実は決めております。蘭越町の中においても、ほぼ、要援護者対策というものを各地域ごとに決めてですね、取り組んでおりますが、港地区は唯一、一番早くそのことを決めて、これまでも取り組んできた経緯にあるという部分でございます。

それと、議員がおっしゃった、いかに泊発電の関係とかですね、そういう部分の中でどれだけの影響があるのか、そういうことも含めて、発電所に関してはUPZ圏内30キロ圏内の北海道が中心となっている協議会がありますので、今後、その協議会等においてですね、今回の津波の報道に関してどのような対策を北海道として、国としてとっていくのか、それに対して町村の中のいろんな意見も求められていくと思いますので、その状況によって私も要請をしていきたいというふうに思っています。

ただ、今、考えるのは、こういうことが出るとですね、町村独自

でいろんな対応をとるってというのは無理なんです。やはり、国、道が財政的支援とか、いろんな対策とか、そういうものも含めてきちっと対応していってもら、そして協力をしてもらう。そのことが私は大切だなというふうに考えておりますので、議員からおっしゃられた、そういう部分も含めて関係する省庁については今後もですね、十分連携を密にしながら、町にとっての要望活動も続けていきたいというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 確かにですね、出てるんですけど、ある町の防災担当者がいたずらに数字だけが独り歩きするのが怖いという意見が出てます。

確かに、いたずらに数字が出てしまうと、私のような質問をする議員がたくさん出てくると思うんですが、ただ、やっぱりそういう想定があるんだったら、今、町長がおっしゃったとおりですね、もう個別のですね、町村単位でこんなの絶対対応なんてできないので、ちゃんとかいこうことを対策しますよっていうことをですね、同時に発表してくれないと困るし、それと泊原発については、最大規模の津波想定して今、工事をやり直して、防潮堤を作り直しているんです。それでないと許可が下りないと。やっぱりある程度、想定が最大限のものがあるならそれに合わせてですね、対策を練っていかないとならないと思います。島牧村なんて1,200人亡くなるって書いてあるし、島牧村1,280人しかいなかったと思うんです。その内80人以上は町外にいると思うので、町が全滅しちゃうってというような状況で、これ聞いたらびっくりしちゃいますよね。

だから、やはりきちっと発表するからには、それなりの対策を練ってもらわないと困るっていうことを、やっぱり今後言い続けていただきたいなと思います。

いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えします。

道としてもですね、この公表については不安を煽るものではないっていうふうなことをお話をしておりますけども、実際に出てしまうと、議員おっしゃってるとおりですね、住民はいつ来るんだろう、そのときどういう対応をしなければならないんだろうって、やっぱり不安に思うんですね。

この数値を知ることによって、防災意識というものをより一層高めてもらおうということも、確かに、道のほうでの目的の一つっていうのは理解するところもありますが、私としては、やはりこれが出た以上ですね、再度、また毎年、津波避難訓練もしておりますが、いろんな人方により多く集まってもらってですね、津波の恐ろしさ、そして、そのときにどういう対応をするのかっていう部分を住民にも理解してもらおうとともに、今後ですね、また施設の維持とか、さらには対応、その部分については費用がかかる部分がありますので、十分そのことについては、道、国のほうに要請をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、こういういつ来るか分からないっていう災害ですから、そのときの対応のためには、日頃からそれぞれ町、関係機関を含めて、いつなんどきでも対応できるという体制はきちっと取りながらですね、進めていかなければならないというふうに考えておりますので、うちの防災計画等もある中で、日頃からいろんな訓練もしてありますが、いつなんどき起こりうる災害に対応できるような、職員の迅速な対応、さらには住民の方々へのですね、いろんな訓練、それも十分これからも重要視しながら進めてまいりたいなというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 答弁は要らないんですが、この4,000人程度の町で、これだけ防災意識の高い町っていうのは、意外とほかにはないんですね。それに対する予算だとか政策を立てているところあんまり聞きません。

町政っていうのは、住民の身体、生命、財産をどれだけ守れるか

ということにかかっていると思いますので、これからもですね、より効果的なですね、対策を練ってもらいたいなと思って、質問を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 答弁よろしいですか。

○10番（永井浩） いいです。

○議長（熊谷雅幸） これをもって永井議員の質問を終わります。
ここで15分間、休憩いたします。
再開は11時10分といたします

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 次に1番佐々木議員、質問席へ着席願います。
1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。私からは1点、質問させていただきます。

行政評価制度について質問させていただきます。

行政評価導入については、目的や活用方法を明確にすることによって、行政課題を見つける有効な手段ではないかと考えているところです。

各事業の必要性、効率性、有効性が見える化することは、今後楽ではないであろう行政運営においても有効ではないかと考えます。

本町において、行政評価制度は現在のところ実施していないものと認識しております。

未実施の理由及びこれまでの行政評価の取組状況等をお聞かせ願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の行政評価についての御質問にお答えをします。

平成8年に三重県で事務事業評価システムを導入したことで、行政評価という言葉が広く知られるようになりました。

本町においても、平成13年、総務課内に行政管理室を設置し、行政評価に取り組み、その後、行財政改革推進委員会を設置して行政改革大綱を5次にわたって策定をしてきたほか、事務事業の見直しなど、その時々事務事業の評価を行う機会を作り、政策に反映してきた経過がございます。

行政評価を行うためには、まず事業の洗い出しから始まり、その評価の方向性の検討、そして政策への反映と展開していくことが求められます。

本町では、相当の数の事業を毎年実施している中で、予算や各種計画などとの整合性を認識し、行政改革を推進していく必要があることから、これまでの行政改革大綱を取りやめて、令和2年3月の第6次蘭越町総合計画にそれを組み入れて策定をしたところでございます。

なお、現在は総合計画総合戦略推進会議として、その中で各種指標のKPIを測定し、評価をいただき、町ホームページで公表するとともに、次年度以降の事業にも反映をさせているところでございます。

また、決算時に主要な施策の成果についてを策定をし、決算と併せて事務事業の評価ができるよう進めているところでございます。

行政評価については、一般的に、政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって妥当性、達成度や成果を判定するものと位置づけられますが、手段や方法について統一されたものはなく、また評価も簡易な仕組みをとらないと、評価そのものが目的となって逆にコストになりかねないことから、その町に合ったものでなければならないと考えているところでございます。

町民にわかりやすいものをつくる観点と、具体的には計画実施評価基準PDCAサイクルの視点から、業務の改善につなげていくことを目的として、今後もより実のある評価手法を検討して推進していきたいというふうに考えておりますので、御理解を願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 町長から御説明ありがとうございました。

本町では平成13年、取り組みを開始し、令和2年3月から総合計画の方に組み入れたというものと理解させていただきます。

そういった中で、今、町長からのほうも説明があったとおり、この行政評価自体はですね、実施、未実施も自治体の自由となっております。さらに、この評価制度の設計自体も自由になっているものと理解しております。

その中でですね、評価法、これは国が自らの政策について行う評価についての法というものがあると思いますが、その目的というのがですね、政策評価の手法等に関する研究会、最終報告ですね、これ2000年12月だったんですが、1、国民に対する行政の説明責任の徹底。2、国民本位の効率的で質の高い行政の実現。3、成果重視の行政の転換と報告されています。

これは本町において行政評価制度を導入をする、しないに関わらず、この3点の1と2の文言である国民を住民と置き換えれば、行政運営において、大変、まず重要なことだとは考えております。

今、説明したとおり、評価制度の設計が自由ということで、事務的負担等が増えることがなくですね、この行政評価制度、僕がどうして入れていただきたいというですね、理由としましては、その事業を実施する、例えばですが、行政評価項目ですね、その事業を実施するに至った経緯、また目的を入力する項目なんかを作ることによって、人事異動があると思います。異動に伴い、全く経験のない課に配属になったとしても、その評価シート、行政評価がされていることで、スムーズに業務の引き継ぎが実現できるのではないかと考えています。

さらに言えばですね、本町は大変優秀な職員が多く、行政評価を確認することで、あれ、この事業って事業の目的からずれているんじゃないか、効果が薄くなっているのではないかという気づきが起こることだって考えられると聞いています。

また、違った視点でいきますと、こちらですね、決算審査や予算への反映の観点からもこの行政評価制度を是非、導入していただきたいなと聞いております。

我々議会は、重要な機能、役割として、地方自治体の意思決定、

議決する機能に執行機関を監視する役割が求められております。

この機能役割を高めるためにも、この是非、行政評価制度の導入を、是非またしていただきたいと思っております。

我々議会は、町民に予算や決算を認定、承認に至った理由や経緯を説明する責務があります。

現行でも、執行部側は、先ほど町長から説明あったとおり、わかりやすい資料の提示であったり、全員協議会などでの説明などしていただいております。その点については感謝いたしますが、それプラスですね、行政評価制度を導入し、行政評価シートを作ったいただき、決算特別委員会前などに提出してもらえたら、我々議会としても、より事業を精査できるのではないかと考えています。

また、その精査の中で、我々議会としても、この事業に関しては今後こうしていくべきではないか、こうしていただきたいという、より具体性の伴った提言ができるのではないかと考えています。そうすることで、次年度予算への反映もされやすくなるのではないかと考えています。

現在、総合計画の中に組み込み、ホームページ上でも公表しているということですが、よりこの行政の見える化につながるといいますし、今後、より限られた財政のなかを進める行政運営にとってもメリットのほうが大きいのではないかと私は思っています。

以上のことを踏まえて、改めて町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁したとおりですね、これまで本町には、行政改革大綱の部分の中で第5次まで、実は各行政改革大綱の中で、組織機構の見直しですとか、民間委託の推進、さらには定員管理や給料の適正化、広域分権化とかですね、いろいろその時々的情勢に合わせて施策を作ったですね、評価をしてきた。それを、今は第6次の総合計画の部分の中に盛り込んで実施をしています。

ですから、行政評価という言葉は使ってませんが、今の部分からいくと、議会の皆さん方には、主要施策っていう部分の中で、予算があって、それをどれだけ達成できたかっていうものを、主要施策

の成果説明の部分の中で、まず決算認定をしてもらう、評価をしてもらう方法が一つ。

それと併せて、総合計画の中でですね、今の総合計画で委員の方々に、総合計画のそれぞれ毎年行った部分での評価、さらには重点事業の総合戦略の中の評価、それを議会の部分と民間の方々合わせた部分の中で実際に評価をしているという現状にあります。

総合計画については、先ほど議員からもおっしゃりましたが、実は町のホームページで公表しております。それで、その公表の一つには、総合計画に、議員が先ほど言った、こういう新たなシートというものを全部作って、これで何年にどれだけできたのかっていうのを、毎年、評価をして、そこで委員の方々からいろんな意見をもらってるのが一つ。

それと併せて、総合戦略という重点的にやる事業ありますね。その事業についても、委員の皆さんからいろいろどれだけ成果ができたか、そのシートがこれです。これについては、どれだけ成果ができた、実績がどれだけというものを、毎年、職員の中で評価したものをですね、委員の皆さんに判断してもらって、それを実はホームページ上で公表をしております。

この二つをやるだけでも、実は相当なボリュームがあってですね、私はこれをなんとかもっと町民にわかりやすい方法で、議会の皆さんにもわかりやすい方法で、せっかくこれだけの項目をね、評価してるんだから、もう少し簡略した方法でやった方がわかりやすくして評価しやすいんじゃないのという話は、実は内部でしてましてですね、それは今後もう少し簡略した部分の中で進めた方が、より議員がおっしゃった住民にもわかりやすく、議会にも理解しやすい、そういうものに出来上がっていくんではないかというふうには考えているところです。

ですから、行政評価という言葉は使いませんが、うちの方では、各施策のですね、実施した内容については公表しながら、議会の皆さん、さらには町民から選ばれた委員の皆さんにそれぞれ意見をもらいながら評価をして進めていると、そこは御理解を願いたいなというふうに思っております。

それと併せて、今後はもう少しわかりやすい、そういう評価の仕方、それは是非、内部で検討していきたいなというふうに考えてお

りますので御御解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 答弁ありがとうございます。

行政評価という言葉を使っていないが、実際は評価をされているような資料を用意し、公表されているという理解をしました。

そういった中で、この、町長の方でよりわかりやすいものを町民、また我々議会に提案していくように考えているというような答弁があったと思いますので、今後もそういったわかりやすい資料、また評価をお願いして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再質問にお答えします。

今、実は先般ですね、総合計画の後期の構想について、実は提案をさせていただいて、常任委員会の方に付託をさせていただいてですね、その内容について、審査をして、審議というか協議をさせていただいていたと思います。

私は、後期の構想、これをですね、今後進めるに当たって、今、議員から質問あったですね、その後期計画についての評価の方法、そういう部分をもう少しわかりやすい方法でですね、是非、議会の皆さん、そして住民の皆さんに検討していくことそういうものを示してですね、評価をしていただく方法が必要だということは、先ほどもお話しましたが、担当の方には話をしているところです。

一生懸命、担当の方ではしておりますが、実際には相当なボリュームでわかりづらい面もありますので、もう少し簡略した部分と、総合計画とか予算に合った部分でのリンクした評価の方法、簡略した方法でわかりやすい方法は、是非、今後ですね、内部で検討して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、いろんなまた御意見等をありましたら、出していただきながら私どもも進めてまいります。御理解をください。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、佐々木議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、第2回臨時会より継続審査の議案第1号第6次蘭越町総合計画後期基本構想の策定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 4月30日開催の本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案審査の結果について、御報告申し上げます。

5月21日に本委員会を開催し、第6次蘭越町総合計画後期基本構想の策定について、担当者から詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、総務文教常任委員会として、第6次蘭越町総合計画後期基本構想の策定について、原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって総務文教常任委員会委員長の審査報告を終了いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号第6次蘭越町総合計画後期基本構想の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

先般、札幌法務局長から蘭越町に置かれている人権擁護委員の徳光茂氏が、令和7年9月30日付けで任期満了となることにより、後任者の推薦依頼がありましたので、候補者として徳光茂氏を再任することとして推薦いたしたく、町議会の意見を求めるものでございます。

徳光茂氏におかれましては、住所が字湯里6番地19、昭和26年10月13日生まれの73歳であります。

長年にわたる教員生活での豊かな経験を有しており、現在は地域学校協働活動推進員を務められております。

人格、識見が高く、広く社会の実情にも精通しており、信望も厚く、温和な方でございます。

平成28年10月1日、人権擁護委員に就任以来、積極的に人権擁護活動を行っていただいております。今後も更なる活躍が期待されることから、再推薦をお願いするものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意し、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案に同意し、議会の意見は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、議案第1号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

仕事と生活の両立支援拡充のため、超過勤務の免除対象となる子の範囲拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部改正を行うものです。

それでは、参考資料①を御覧ください。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

まず、第1条で、蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正を行います。

第8条の3第2項、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員について、3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に改めます。

第4項は、要介護者を介護する職員についても、準用する規定です。

2ページです。

第15条は、条項と文言の整理です。

第19条は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認について定める規定を新設するもので、介護両立支援制度を知らせるとともに、本制度等の申告、請求または申出に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならないことを定めるものです。

3ページです。

第20条は、勤務環境の整備に関する措置を定める規定を新設するもので、任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、研修、相談体制、勤務環境の整備について行うことを定めるものです。

つづいて、第2条は、蘭越町職員の育児休業等に関する条例の改正で、同条例中、第21条第3項の改正は、法律改正に伴う条項の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第2号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第2号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正がされたことを踏まえ、選挙長等の報酬額の引き上げについて条例の一部を改正を行うものです。

それでは、参考資料②を御覧ください。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

別表中、教育委員、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会の次でございます。選挙長の報酬を月額10,800円から12,200円に、投票所の投票管理者を月額12,800円から14,500円に、期日前投票所の投票管理者を月額11,300円から12,800円に、開票管理者を月額10,800円から12,200円に、投票所の投票立会人を月額10,900円から12,400円に、期日前投票所の投票立会人を月額9,600円から10,900円に、開票立会人と選挙立会人を月額8,900円から10,100円にそれぞれ改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第9、議案第3号蘭越町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長(福原明美) ただいま上程されました、議案第3号蘭越町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

今回の改正につきましては、町条例が準拠する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本町におきましても所定の改正及び文言の整理を行うものでございます。

参考資料③、新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所にはアンダーラインを引いております。

第7条、各号列記以外の部分中、第16条第1項の次に、第2項を加え、第3号について同じを、以下、この条において同じに改めます。

保育所をいう、幼稚園をいう及び認定こども園をいう、の次に、以下同じを加えます。

同条第1号中、支援を行うことを、支援(次項において、保育内

容支援という)を実施することに改め、同条第2項中、保育をいうの次に、以下、この条について同じを加え、同条第3号中、事業所内保育事業の次に、(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう、以下同じ)を、この号の次に、及び第6号第1号を加え、同条第2項から第7号までの6項を記載のとおり新たに加えることといたします。

附則第3項中、家庭的保育事業者等の次に、(特例保育所、保育所型事業所内保育事業者を除く)を加え、5年を15年に改めます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(熊谷雅幸) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第10、議案第4号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

今回の改正につきましては、町条例が準拠する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、本町におきましても、所定の改正及び文言の整理を行うものでございます。

参考資料④、新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所にはアンダーラインを引いてあります。

第37条第1項中、第1号を削り、同号を第42条第3項に改めます。

第42条第1項、各号列記外の部分中、第5項を第7項に改め、同項第1号中、支援を行うことを支援、次項において保育内容支援という。を、実施することに改め、同項第3号中、この号の次に、及び第6項第1号を加え、同条中第9項を第11号とし、第8項中、附則第5条において、特例保育所型事業所内保育事業者というを削り、同項を第10項とし、第4項から第7項までを2項ずつ繰り下げます。

同条第3項各号列記以外の部分中、前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないを、前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行うものであって、次の各号に掲げる区分の場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいうに改めます。

同項第1号中、小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行うもの、次号において小規模保育事業A型事業者というを、小規模保育事業A型事業者等に改め、同項を第5号とし、同条第2項各号列記以外の部分中、次の、次に各号を加え、全てを満たすと認めるとき、いずれかを満たすときに、前項第2号を第1項第2号に改め、同項各号を記載のとおり改めます。

第42条中、第2項を第4項とし、第1項の次に記載のとおり第2項、

第3項を加えます。

附則第1号につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2項につきましては、連携施設に関する経過措置で、特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難で、法に指定する事業による支援、その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合には、この条例の施行の日から起算して15年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができるものと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第5号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、宝橋橋りょう補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税865万円を含む9,515万円です。

予定工期は、令和7年12月25日としております。

契約の相手方は、佐藤・増田経常建設工事共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則氏であります。

入札につきましては、契約相手方佐藤・増田経常建設工事共同企業体のほかに、志比川・日野経常建設共同企業体、ナカジマ・長澤設備経常建設共同企業体、菅原・福島経常建設共同企業体の4業者によりまして、5月25日に執行しております。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料⑤を御覧願います。

資料上段が、側面図、中段が平面図、下段左側に断面図を掲載しております。

図面の赤い色で表示している部分が補修箇所となりまして、資料下段中央に補修計画表を記載しておりますが、緑色で表示している部分が、令和7年度の施工予定箇所となり、第1径間の排水管取替ほか、御覧の内容の向上を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 毎年同じ疑問が生まれているんですが、これ工期が12月末になっているんですけど、農作業の繁忙期をどうしのぐのかです。改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 工事における農作業に与える影響でございますけど、今回の、今年の、今年度の工事につきましては、通行止めはしないで工事を行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 通行止めをしないでっていうことは、普通に、通行は普通どおり片側通行ですね。片側通行やりながら止めないで実施するっていうことですか。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 通行可能のようにして工事のほうを行わせていただきますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は13時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第6号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第6号令和7年度蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は、76億9,989万円で、歳入歳出それぞれ8,175万2,000円を追加し、予算の総額を77億8,164万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

なお、今回の補正予算で、職員の異動等による給与の補正も行っておりますが、人件費の給与費明細書につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費の1節、2節、3節、4節につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のみ説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページを御覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額187万5,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額1,057万3,000円の減。同じく2、3、4は説明を省略します。8ペー

シです。

12目定住促進対策事業費、補正額390万円。18負担金補助及び交付金390万円。補助金として、住宅取得奨励事業390万円追加で、移住支援条例に基づく住宅取得奨励事業の申請が、現在までに5件の申し込みがあり、当初予算で見込んでおりました件数を超えましたので、予算を補正するものです。9ページです。

13目施設管理費、補正額80万円。18負担金補助及び交付金80万円は、三和3町内会館の解体に当たり、地域から補助申請があったことから、地域会館維持管理費等補助金交付要綱により助成を行うため、予算措置をするものです。

つづきまして、目の新設です。

17目低所得世帯支援及び定額減税調整不足額給付対策費、補正額1,787万5,000円。特定財源国道支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。3職員手当等49万7,000円。時間外勤務手当です。10需用費63万4,000円。消耗品費です。11役務費24万円。通信運搬費、手数料です。13使用料及び賃借料3万1,000円。複写機使用料です。18負担金補助及び交付金1,647万3,000円。負担金として、北海道自治体情報システム協議会14万3,000円。次のページにいきまして、給付金として、定額減税不足額給付金1,633万円。令和6年に実施しました定額減税の該当にならなかった方への給付金について、令和6年分の所得税額が確定したことに伴いまして、計算上、給付金に不足が生じる方に対して給付金を交付するものです。

2款総務費 2項徴税费 1目税務総務費、補正額105万1,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額24万7,000円。18負担金補助及び交付金24万7,000円。マイナンバー交付管理システム改修に伴う保守費用に不足が生じるため、北海道自治体情報システム協議会負担金を24万7,000円追加するものです。11ページです。

2款総務費 4項選挙費 2目参議院議員通常選挙費、補正額11万円。特定財源の国道支出金は、参議院議員通常選挙委託金です。1報酬11万円。前段、議決いただきました特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴いまして、期日前投票

管理者などの報酬単価が改正になりましたので予算を補正するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額150万2,000円。特定財源のその他5万円は、地域福祉基金指定寄附金です。2、3、次のページ、4は説明を省略します。19扶助費150万円。福祉灯油等給付扶助で、当初予算で600万円を計上しておりますが、燃料高騰による低所得者の冬季間の安定した暮らしを守るため、1世帯当たりの助成額を2万円から2万5,000円に引き上げ、この増額分に係る対象者300世帯分の150万円を追加することをお願いするものです。24積立金5万円。地域福祉基金積立金で、1件の寄附がありましたので積み立てするものです。27繰出金203万5,000円の減。国民健康保険特別会計繰出金の減額です。

2目国民年金費、補正額71万8,000円の減。2、3、13ページにいきまして、4は説明を省略します。

3目老人福祉費、補正額245万円。18負担金補助及び交付金245万円。補助金といたしまして、一灯園及びグループホームらんこしへの燃料費等助成で、蘭越厚生事業団から今年度も冬季間の燃料費等の助成要望があり、補正をお願いするものです。なお、助成額は、燃料、電気料金の高騰を考慮し、1床1室当たり2万5,000円としております。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額630万円。10需用費630万円で、高齢者生活福祉センターこんぶ及びびめなのボイラー制御盤が故障したため、修繕をするものです。

7目ふれあいプラザ21費、補正額151万8,000円。11役務費151万8,000円。空調設備設置手数料で、事務室2か所にエアコンを設置するものです。

10目介護保険事業費、補正額271万3,000円。2、次のページにいきまして、3、4は説明を省略します。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額123万2,000円。特定財源のその他は、子ども・子育て基金繰入金です。2、3、15ページにいきまして4は説明を省略します。10需用費56万8,000円。消耗品費で、来年度、小学校に入学する新1年生に対して、通学用軽量リュックサックを配布するもので、4

0個分措置するものです。

5目学童保育所費、補正額34万3,000円。4は説明を省略します。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額89万9,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金150万円。補助金として、昆布温泉病院燃料費等助成事業150万円は、医療法人社団静和会から今年度も冬季間の暖房費と患者送迎車両の燃料費、電気料等の価格高騰に対する助成要望があり予算の補正をお願いするものです。

5目蘭越歯科診療所費、補正額609万7,000円。18負担金補助及び交付金609万7,000円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助で、蘭越歯科診療所との業務委託に係る所得補償として609万7,000円の補正をお願いするものです。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額36万6,000円の減。2、3、次のページにいきまして、4は説明を省略します。8旅費18万6,000円。職員旅費で、金町長が全国中山間地域振興対策協議会の会長に選任されたことから、中央要請活動への職員随行が必要なため予算の補正を行います。

3目農業振興費、補正額2,617万4,000円。特定財源国道支出金は、農業次世代人材投資事業補助金ほかです。18負担金補助及び交付金2,617万4,000円。補助金として、農業次世代人材投資事業経営発展支援事業、次のページです。畑作物産地生産体制確立強化緊急対策事業、有機転換推進事業、農地利用効率化等支援事業、これら事業について国から割り当て内示を受けましたので補助をするものでございます。

4目農地費、補正額178万円の減。27繰出金178万円の減は、農業集落排水事業会計繰出金の減額です。

7目農業後継者対策費、補正額395万円。18負担金補助及び交付金395万円。補助金として新規就農者育成対策事業で、交付対象者が当初予算で見込んでいた件数を上回りましたので予算の補正を行うものです。

8目育苗施設費、補正額23万2,000円。特定財源のその他は社会保険料です。1から4は説明を省略します。8旅費4万2,000円は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額315万円。2、3、次のページ、4は説明を省略します。

2目商工振興費、補正額600万円。特定財源の国道支出金482万4,000円は、生活者事業者支援に必要な経費として国の予備費から交付されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で先に予算済みの蘭越町暮らし応援商品券配布事業に充当するものです。18負担金補助及び交付金600万円。補助金として創業支援事業に600万円追加するもので、当初、予算措置していた件数を上回って申請がありましたので予算を補正するものです。

4目観光費、補正額135万3,000円。12委託料135万3,000円。7月に開催されます全日本ラリーで使用する町道において、通常の維持管理の所管を超える部分について、除草作業を行うものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額69万3,000円。特定財源のその他は、建物損害共済金です。10需用費69万3,000円。修繕料で、エレベーターの制御盤の故障に伴う修理と、自然展示館の窓が落雪により破損したため修理をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額950万円。2、3、次のページ、4は説明を省略します。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額62万9,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

5目橋りょう新設改良費、補正額316万8,000円。12委託料316万8,000円。湯出の沢1号橋橋りょう設計委託料で、同橋りょうのコルゲートパイプ及び面壁コンクリートが破損し、危険性もあるため、早急に補修するため、設計の委託を行うものです。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額342万4,000円の減。2、次のページ、3、4は説明を省略します。8旅費29万円。職員旅費。次のページ、10需用費9万9,000円。食糧費です。13使用料及び賃借料1万5,000円は、施設使用料。18負担金補助及び交付金100万円。こちらは小中学生大阪・関西万博視察事業補助金で、以上、8節から10節までですが、町内で選抜された小・中学生を、現在開催されている大阪・関西万博に参加させ、世界各地の多様な文化、価値観との交流を図ることは学校では得られない貴重な体験だということをお知らせさせていただきます。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額178万2,000円。特定財源のその他は建物損害共済金です。10需用費178万2,000円。蘭越小学校のエアコン室外機が落雪により、破損しましたので、その修理と予防策をとる修繕を行います。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額18万円。8旅費18万円は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

つづいて歳入でございます。5ページを御覧ください。

16款国庫支出金、6ページにいきまして、19款寄附金、20款繰入金は、説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3,011万3,000円。1繰越金3,011万3,000円の追加で、前年度繰越金で、今回で9,857万9,000円の計上となります。

5月末日をもちまして、令和6年度の出納整理期間が終了したところですが、令和6年度の一般会計繰越金は約3億2,500万円となっております。繰越明許費に関わる翌年度に繰り越すべき一般財源が2,884万3,000円でございますので、こちらを控除しました純粋な繰越金は約2億9,600万円となっております。

22款諸収入も説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

ちょっと確認をしたいことと、わからないところを少し質問したいと思えます。

9ページの17目のこの関係なんですけれども、今年の2月の補正で、第8回の補正で同じ目の補正がされてます。このときには2,546万6,000円予算措置されてるんですけども、国の物価高騰対策事業という、そういう理解でございました。この2月のこの補正ですけれども、

これは低所得者世帯の支援、確か3万円だったと思うんですけども、その給付のみの措置だったんですよ。今回は、それに加えて、いわゆる定額減税の分が1,787万5,000円措置されたのではないかなというふうに、そういう認識でいるんですけども、もう少し詳しくですね、定額減税に関わる、いくらその減税、定額減税されるのか、あるいは、その対象世帯とか、それから、いつ頃にそれが交付されるのかとかかっていう、もう少しその詳しい内容について説明をいただければというふうに思います。

次は、12ページです。福祉灯油の関係です。

今の説明ですと、1世帯当たり2万5,000円にするという、そういう何か説明があったように理解したんですけども、私の誤解でなければ、当初予算に600万措置されてるんですよ。それに今、150万追加すると。当初予算のときの説明では確か1世帯2万5,000円の240戸で600万円という、そういう確か説明だったというふうに、私理解してるんですよ。そうすると、それを150万追加したとすると、2万5,000円から3万円になったのかなと思うんですけども、そのへんもう少し、どのくらい追加をして、いくら1世帯当たり交付されるのか、説明をお願いします。

最後です。確認ですけども、20ページ、商工振興費で創業支援事業600万円追加ということになりました。説明を聞いてわかったんですけども、その国から来る482万4,000円は、いわゆる今、交付された商品券発行事業の、それに上乗せでさらにこれだけ入ったと、そういうことで理解をしました。ということは、創業支援事業の600万円に充当されるものではないと。これについては、新たにその創業支援事業の申請、当初予算で600万円あるんですけども、今回また600万円追加したということは、申請件数が増えたためという、そういう理解でいいかどうか確認をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 名越課長。

○税務課長（名越義博） 1点目の難波議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正につきましては、低所得者、非課税の方とかそういう方で

はなくてですね、昨年、給付を行った、調整給付金でありまして、所得税と住民税の不足分を、昨年、給付したんですけれども、今回、所得税等が確定しましたので、それで給付不足とかがあった方に対してですね、給付するものであります。

今回、対象になる方につきましては、大きく分けて二つの対象者になるんですけれども、一つ目の対象者になる方の要件といたしましては、6年中の収入が5年中の収入を下回った方、また、あとは6年中に子どもが生まれた方などが対象の一つ目の方の要件となります。

二つ目といたしまして、二つ目の要件といたしましては、3点の条件があり全て満たす方なんですけれども、令和6年分の所得税額及び令和6年度分の6年度の個人住民税所得割がゼロである方。また2点目の要件といたしましては、税制上の扶養親族に該当しない方。例といたしましては、青色事業専従者、白色事業専従者、合計所得金額が48万円を超える方になります。

それと最後の3点目がなんですけども、3点目といたしましては、低所得者世帯への給付の対象でない方ということになります。それで、人数なんですけども、まだ現在ですね、システムが改修されておられませんので、現在、税務課にあるですね、資料によって算定しているわけなんですけれども、全体では515人で、1,633万円を見込んでおります。

支給要件の1点目の対象者につきましては335名、それと支給要件2の方については180名を見込みまして、全体で515名となっております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいまの2点目の福祉灯油についてお答えさせていただきたいと思っております。

福祉灯油につきましてはですね、福祉灯油助成の要綱を設けて決めています。そちらの要綱のほうにおきまして、2万円と謳っておりますので、

当初予算でも2万円の300世帯で600万円を計上させていただいております。

今回につきましては、5,000円を300世帯分追加するものでござ

ざいます。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 3点目の商工振興費、この部分の財源充当の関係でございますけれども、今、議員おっしゃったとおり、お見込みのとおりでございまして、今回、国の予備費から交付金が交付されましたので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が482万4,000円交付されたことを受けまして、先般、事業を行いました商品券配布事業に充当したということございまして、一般財源、本来であればここでその分を減額したものを、今回のまた別の事業であります創業支援事業の600万円に一般財源が600万円充当され、充てることになっておりますので、そういった書き方ができればよかったですけど、単純に横だけ見るとですね、議員の御指摘のとおり、そこに充当したように見えるものですから、ちょっと説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

減税対策の件ですけれども、いろいろあるようで、詳しく中身については触れませんが、私の考え方では、いわゆる低所得世帯への支援確か3万円だったと思うんですけどもね、それは今年の2月の補正予算で組んだと。それに、今回は減額、定額減税分について、新たに加えて補正したというふうに理解してたんですけども、そうでなくて、一連のもので、さらにその上乗せで、それにその確定した数字に基づいて追加予算を組んだと、こういう考え方だということではないでしょうか。その人数が総体で515人になるとこういう理解でよろしいでしょうか。低所得世帯への支援ということで、定額減税は別のもんだという認識だったんですけども、それは一緒なんだよと、そういうことなんでしょうか。もうちょっと、追加でちょっと説明をお願いします。

それから、福祉灯油ですけれども、単純に当初予算、私は2万5,0

00円の240戸って、あの当初予算のところに自分でメモして書いてあったんですけども、それが間違ってたと、当初予算は2万円の300戸だということですね。それに5,000円補正をして、300戸の2万5,000円で750万であると、こういうことだということですね。理解をしました。

それから、商工振興費です。財源充当の関係は理解をしています。それで、この肝心のこの創業支援事業なんですけれども、当初予算で600万見ると、これは600万は、当初予算では何件相当分ぐらいを見込んで、さらにそれが同じ倍の600万円、今回また補正すると、これはそれだけ申請件数が増えるということ、ものすごいことだと思うんですよね。非常に良いことなんですけれども、そんなに創業をするんだろうかという気がしないでもないんですけども、追加のその600万円の、追加をする必要というか、申請が上回っているという、どのぐらいの件数で、どういうことを新たに創業するというものが加わっているのか。1,200万もの補助金を使って補正をする、補正をして、創業をするという、そのかたちがね、どういう方々がどういうことをするのかという、非常に興味があるんですけども、いわゆる、いわゆる一般の商店とかっていう方々がやるとすると、なかなか難しいかなと思うんですけども、いわゆるその新規事業といいますかね、そういうその中身をもう少し知りたいと思うんですけども、できる範囲で構いませんけれども、少し中身について教えていただければと思います。

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 再質問にお答えいたします。

定額減税のほうの関係なんですけれども、大きな枠組みといたしましては、低所得者世帯の部分と定額減税の調整給付金とが一つの科目に入ってます、その中でわかれているということでまず1点、一つ目はそういうことでなっております。

それで、今回の部分につきましては、昨年ですね、当初予算で2,600万円見させていただいて、その後、8月に補正させていただいた分で、予算額としては、最終的には3,089万円、773名ということで予算をさせていただいた経過がございます。

それで、最終的には定額減税調整給付金ということで、減税、昨年あ

りましたけれども、その部分で引き切れなかった方に対してやった部分でありますので、税に関する部分ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 創業者支援の関係で御説明させていただきます。

実際、令和7年度の当初予算で、まず、創業者支援1件で新規ですね。こちら200万計上させていただいて、第2創業ということで4件の100万円、計600万円というかたちで予算計上しております。その中で、議員から御質問ありました、さらに600万の追加ということなんですけども、まず、今現在、令和7年度で、新規創業全部で4件来てるかたちになってます。その中で、まず1件目が民泊ということで、民泊ですね。こちら、名駒町区のほうで行いたいということと、あとは2店舗目もつ鍋屋と居酒屋を昆布地区のほうで行いたい。3件目が、こちら民泊なんですけども、昆布地区の空き家を活用して民泊を行いたい。最後、4件目がアウトドアガイドということで、こちらの方はこれから移住されて、今年度中に営業を開始するということになってます。その中で、全部で新規創業4件なものですから、ほか3件分の200万円かける3件というかたちで、今回、補正をお願いしております。

そのほかに第2創業の関係は、今現在で4件というかたちで、1件目が蘭越町で蕎麦屋を経営したいということと、あとはこちら民泊と蘭越の方で大工のお仕事を第2創業で始めたいということで、こちらで進めていくようなかたちとなっております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） 1番目、2番目はわかりました。

今の商工振興費の600万円追加、そういう意欲を持って新しい事業に取り組む方が増えるってことは大いに結構だというふうに思うんですよ。願わくは、やはりそれがしっかりと根付いた商売になっていって

ほしいという思いは誰しもの思うところだと思っんですね。そういうあたりの資金を交付しましたと、さあやってくださいと、駄目でしたと、ごめんなさいということがないようにね、どうかたちでそれをフォローしていくかというあたりが一番大事なところだと思っんですよね。そういうあたりについて、いわゆる商工会がどう指導していくかとか、あるいはそのアドバイザーを導入するとかですね、そういうあたりの仕組みってというのはどういうふうにアシストしていくかっていう、そういうあたりについて、もう少しお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 難波議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際、創業者支援で、まず補助金を活用して開業してから商工会とも連携をとってるんですけど、商工会がまず窓口になってですね、まず1年目を迎えようとする3年間、こちらのほうは蘭越町創業者支援事業成果報告を出していただくかたちになっております。その中で毎年ですね、きちっとした事業を営んでいただいているか、成果も踏まえてですね、3年間、毎年出していただいて、もし不備があるとしたら商工会のほうから指導とかですね、今現在はそういう例はないので、随時、情報を共有しながら進めていきたいと考えておりますので御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第7号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第7号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は2億3,378万円で、この総額から203万5,000円を減額し、予算の総額を2億3,174万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額203万5,000円の減。職員の人事異動によります人件費の補正のため、2、3、4は説明を省略させていただきます。

なお、補正予算の最後に、給与費の明細を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページにお戻りください。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額203万5,000円の減。一般会計繰入金です。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第8号令和7年度農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第8号令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計予算、第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款農業集落排水事業収益 第2項営業外収益、既決予定額2億512万6,000円から、今回の補正予定額178万円を減額し、2億334万6,000円とし、農業集落排水事業収益の合計を2億3,696万3,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款農業集落排水事業費用 第1項営業費用、既決予定額2億2,924万6,000円から今回の補正予定額178万円を減額し、2億2,746万6,000円とし、農業集落排水事業費用の合計を2億3,297万4,000円に改めるものです。

第3条は、予算第9条で決めました議会の議決を経なければ流用できない経費についてですが、職員給与費、既決予定額876万2,000円から178万円を減額し、698万2,000円に改めるものです。

第4条は、予算第10条に決めました一般会計から補助を受ける金額1億3,209万4,000円から178万円減額し、1億3,031万4,000円に改めるものです。

それでは、補正予算明細書で説明をさせていただきます。

5ページ目を御覧願います。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う給料等の補正になります。3ページ、4ページに給与費明細書を添付してございますので、人件費に係る節の説明は省略させていただきます。

それでは収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入です。

1款農業集落排水事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額178万円の減。1節他会計補助金178万円を減額するものです。

次に、支出です。

1款農業集落排水事業費用 1項営業費用 2目総係費、補正予定額178万円の減。1節、2節、5節につきましては説明を省略させていただきます。

2ページの実施計画につきましても、補正予算明細書で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

なお、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表につきましては、当初の予算書に添付している内容と変更していないことから、添付しておりませんので御了承願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号令和7年度農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第15、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、意見書案第1号について、意見書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない環境型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された国土強靱化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な伐採、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第16、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います

報告を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和6年度蘭越町一般会計予算の第3条で繰越明許費を定めていますが、これを翌年度へ繰越いたしましたので、御報告申し上げます。1ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費、事業名は庁舎空調設備設置事業、翌年度繰越額は1,118万7,000円です。

同じく低所得世帯支援及び定額減税不足額給付対策事業、翌年度繰越額352万円です。

次に、4款衛生費 1項保健衛生費、事業名は保健福祉センター空調設備設置事業で、翌年度繰越額は957万円です。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名は目名一期地区道営農地整備事業で、翌年度繰越額は3,285万円。同じく目名二期地区道営農地整備事業は2,927万5,000円。2ページを御覧ください。初田地区道営農地整備事業は1,975万円、名駒地区道営農地整備事業は1,502万5,000円でございます。

7款商工費 1項商工費、事業名は農山漁村発イノベーション整備事業で、翌年度繰越額は6,934万9,000円です。

10款教育費 2項小学校費、事業名は、昆布小学校校舎オートロッ

ク装置設置事業で、翌年度繰越額は128万3,000円です。同じく
蘭越小学校校舎照明LED化事業で、こちらは886万6,000円。

以上、これら10の事業に対しまして繰り越しをするものでございま
す。

なお、各事業ごとの財源内訳については、御覧のとおりでございます。

この繰越計算書をもちまして、翌年度へ繰り越しいたしましたので、
地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するもので
す。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第17、報告第2号令和6年度蘭越町情報公
開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況について、報告を
行います。

報告を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、報告第2号令和6
年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況
につきまして、御説明いたします。1ページを御覧願います。

1の情報公開条例の運用状況についてです。

1、開示請求等の状況は、実施機関の町長に対しまして18件、議会
に対しまして1件の請求となっております。

その処理状況につきましては、すべてが処理済みで、決定内容は町長
で全部開示したものが4件、一部開示したものが10件、不存在が4件、
また審査請求が5件となっており、議会は非開示1件で、審査請求1件
となっております。

次に、2番目、開示請求のあった公文書の内容等でございますけれど

も、御覧の表1番から、2ページの19番まで19件となっております。
文書及び決定の内容等については、御覧のとおりでございます。

次に、2の個人情報保護法施行条例の運用状況についてで、開示請求はございませんでした。

3、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の運用状況ですが、昨年度の審査会の開催はありません。

審査請求の処理状況ですが、令和6年度情報公開条例に基づく審査請求として6件処理しており、1件が取り下げ、5件が継続審議となっております。

以上、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護法施行条例第9条の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第18、報告第3号、例月出納検査報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第19、承認第1号閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉

会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第20、承認第2号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

経済建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第21、承認第3号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第22、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、蘭越町議会議員の研修への派遣について、お手元に配布いたしました議員の派遣についてのとおり、派遣することにいたしたいと思えます。

派遣する場合の出張並びに細部の取扱については、あらかじめ議長に

一任願います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣は、お手元に配布しました議員の派遣について
のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長(熊谷雅幸) 以上をもって、本定例会に付議された議案の審査
は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第2回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時53分 閉会